

平成25年10月3日

理事各位

第94回理事会議事録

開催日 平成25年9月28日
開催場所 東京都目黒区目黒心身障害者センター団体交流室
出席者 妻屋理事長 赤城専務理事 澤藤理事 玉木理事 小島理事 伊藤理事
市川理事
スカイプ参加者 小林理事 白川理事
委任状提出者 山崎監事 土谷理事 佐々木理事 廣島理事

議 題

- 1、定款・諸規程・規則・内規の校正及び決定について
- 2、指摘事項の提出（9月6日）後の進展について
- 3、臨時総会の開催日について
- 4、ピアサポート事業の実践について
- 5、要望活動の項目及び実施日について
- 6、労災担当理事についての検討
- 7、その他

議 事 録

1、定款・諸規程・規則・内規の校正及び決定について

この議題では、大きく二つに分けて、議論を進めた。

Aのグループ

※ 下記の各規程は、内閣府に、訂正等を済ませて、既に、提出をし、その結果、その後、指摘がないことから（平成25年9月28日現在）全脊連側で訂正等を行う必要がない、と、考えており、今回の理事会では、訂正等の議論を行わずに、スクリーン上で見た。但し、今後、大きな間違い等の条文については、訂正していくこととした。

例：“公益”の文言を入れる、とか“名前”の訂正、とか“氏名”の追加等々。

（総会開催時に訂正を行う、との方向を出した）

- イ、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会定款
- ロ、会員規程
- ハ、会費規程
- ニ、役員等の報酬規程
- ホ、代議員選出規程
- ヘ、特定費用準備資金等取扱規則

ト、寄付金等取扱規程

Bのグループ

※ 下記の規程等については、全脊連が公益移行認定が決定した場合には、内閣府に提出する必要があるため、臨時総会を開催し、了承を得ておく必要があるため、今回の理事会で議論を行なった。

倫理規程・代議員選挙実施規則・代議員選挙に関する内規・会費の納入に関する内規・会員資格に関する内規・社員総会運営規程・役員等候補選出委員会規則・社員総会運営に関する内規・理事の職務権限規程・監事監査規程・役員等への謝金支給規則・外部招請の講師等への謝金に関する規程・理事会運営規程・業務執行理事会運営規程・役員会運営規程・ブロック会運営規程・支部運営規程・事務局規程・情報公開規程・リスク管理規程・公益通報者保護に関する規程・情報システムの運用管理規程・情報システムの緊急事態における行動指針・印章取扱規程・文書管理規程・経理規程・稟議書・就業規則

※ 今回は玉木理事が、赤文字や青文字で“修正理由”“各理事の指摘”“近畿東海ブロックの統一意見”“福島県の五十嵐支部長の意見”等々を組み入れた各規程・規則等々を作成し、スクリーン上に映し出して、議論を進めた。

《結論》

- 1、玉木理事が《赤文字》及び《青文字》を黒文字に書き換えて、上記の28項目の諸規程・規則等々を作成する。
- 2、上記の諸規程・規則等々を妻屋理事長が最終修正を行う。
イ、書き出しを統一し、行間の空間のとり方を統一する。
ロ、。とか、コンマとか、ピリオド、を統一する。
- 3、11月下旬に各種規程・規則等々を完成させて、冊子を作成し、11月中に各県支部長に送付し、12月に臨時総会を開催する予定とした。

※ 9月5日に行政書士の松本さんが、内閣府に報告した“ピアサポート事業”“調査研究事業”“情報提供事業”“労災被災者等支援事業”“シンポジウム”について、白川理事より、この情報を全理事にメールする必要があるのでは、との提案があり、これに賛成し、メールをする事とした。

2、第2回公益移行認定後の指摘事項の対する回答（9月5日）後の進展

第2回公益移行認定申請を行い、8月2日に先方より“定款その他の諸規程”及び“全脊連の事業”について指摘があった。この指摘事項の回答を9月5日に内閣府に行った。

9月5日に行なった全脊連の回答に対して、内閣府から特別な“指摘事項”はなく、10月4日に呼び出しがあり、当方から行政書士の松本さん及び鈴木監事が行く予定。

《今後予想される事》

- 1) 10月4日に、内閣府の方向が、感じ取れるのではないか。
- 2) 全脊連の公益移行認定の判断が10月末あるいは11月上旬に行われるのではないか。

※ 全脊連の理事会では、議題として議論は行わなかったが、公益移行認定が了承されなかった場合の対応について、話としては出ていたが、今回、辻大阪支部長より【一般社団法人】の申請準備をするよう、提案があり、今回の理事会でこの提案を受けて、行政書士の松本さんに、一般社団法人への移行申請書類の作成準備を依頼する事とした。

但し、一般社団法人への移行については全脊連の総会で“了承”が得られていない事から、12月開催予定の臨時総会の議案書で提案する方向を出した。

(あくまでも公益移行認定が了承されなかった場合の対応)

3、臨時総会の開催日について

臨時総会の開催日については、今回の理事会の議題の1番で定款及び諸規程を決めて冊子を作成し、開催日の1ヶ月前までに、各県支部の支部長の方々に届ける必要があるため、今回の理事会で様々な日程を検討した結果、平成25年12月1日(日)に開催する事とした。

場所としては「東京都障害者スポーツセンター」あるいは「目黒心身障害者センター」において開催する予定ですが、目黒の心身障害者センター開催の場合、宿泊は出来ないため、センターの近辺での宿泊施設の紹介を行い、臨時総会を開催する予定とした。

4、ピアサポート事業の実践について

この件では、沖縄の仲根さんより“ピアサポート事業を推進するための施策検討の場を設置し、これまでを振り返り・評価・ケース検討を通じた、公的制度化へのアクションの実践が必要。様式や記録手法・連携力といったことの脊損ツール”の確立が必要である。との、提言がありました。

この提言を踏まえて、従来の全脊連のピアサポート事業は、対象としては、仲間に対する<内々>が対象、との、方向であった。今後は広く社会に対するピアサポート事業として捉えた活動が求められる。このため、従来の書式を変える必要があり、新たな書式を作成する作業を行う事とした。

尚、ピアサポート事業を推進するための<委員会?開催>については、資金的な面を考慮する必要があるため、委員会?開催については、今後検討を行っていく事とした。(理事長が沖縄の仲根さんと相談する)

5、要望活動の項目及び実施日について

要望活動については、現在、脊髄損傷に特化した要望を行なっていきたいと考えており下記の項目について要望活動を行いたい。

1) 車椅子障害者が駐車場でスムーズに駐車できる駐車場の確保運動。

※ 佐賀県のパーキングパーミット制度・山形県の青字に白・思いやり駐車場利用証の発行等々で啓発を進めているが、車椅子障害者が駐車する場合、依然として問題は解決していない。障がい者用標識《クローバーマーク》（四つ葉マーク）は量販店等で誰でも購入でき、車に表示できる。これは大きな問題点で、表明書等の提示により、四つ葉マークの購入が出来るよう、制度化の要望をしていきたい。

2) リハビリ期間の延長に関する要望

3) 障害者福祉サービスの地域間格差の解消の要望。

※ 現在、本部では公益移行認定に関して、10月には各種規定を最終決定し、冊子を作成し、12月に臨時総会を開催する予定をする等、時間を取られております。要望活動はできれば10月か11月か12月に行えるよう検討する事とした。

（例年9月開催の拡大理事会の翌日に省庁交渉を行い、要望を行なっておりましたが、遅くとも来る3月開催予定の拡大理事会の翌日に、要望活動を行う計画をする事とした。）

6、関係企業の要請による勉強会等への出席について

1) ファイザー（株）の勉強会及びワークショップ等への参加要請については赤城専務理事及び澤藤理事が担当して、参加する事とした。

今年度については澤藤理事が担当して出席する事とした。

2) 全社協については、玉木理事をお願いした。

※ 全旅連の会合について、今年度はお断りをした。

7、労災担当理事についての検討

労災担当者について、内部で適任者を決める必要があるが、現在、全脊連の内部には適任者がいないため、労災安全センター等に相談し、ボランティアとして外部の方を招いて、全脊連の各県支部からの相談等に対応する体制を整える事とした。